

発議第4号

南魚沼市議会委員会条例の一部改正について

南魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり南魚沼市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年9月19日提出

南魚沼市議会議長

清 塚 武 敏 殿

提出者 南魚沼市議会議員 塩 川 裕 紀

賛成者 南魚沼市議会議員 梅 沢 道 男

賛成者 南魚沼市議会議員 目 黒 哲 也

賛成者 南魚沼市議会議員 中 沢 道 夫

賛成者 南魚沼市議会議員 永 井 拓 三

賛成者 南魚沼市議会議員 鈴 木 一

賛成者 南魚沼市議会議員 桑 原 圭 美

別紙

南魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例

南魚沼市議会委員会条例（平成16年南魚沼市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条を次のように改める。

（傍聴の取扱い）

第18条 委員会は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により議決したときは、秘密会とすることができる。

2 前項の委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第19条を削る。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条を第22条とする。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条を第26条とする。

第28条第3項中「第25条、第26条」を「第24条、第25条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第28条を第27条とする。

第29条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南魚沼市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条～第14条 略 (委員会の開会方法の特例) 第14条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。 (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 第15条～第17条 略 (傍聴の取扱い) 第18条 委員会は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により議決したときは、秘密会とすることができる。 2 前項の委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。	第1条～第14条 略 〈加える。〉 第15条～第17条 略 (傍聴の取扱い) 第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

〈削る。〉

(出席説明の要求)

第19条 略

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第20条・第21条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 略

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第24条・第25条 略

(代理人又は文書等による意見の陳述)

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第20条 略

〈加える。〉

第21条・第22条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 略

〈加える。〉

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 略

〈加える。〉

第25条・第26条 略

(代理人又は文書 による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合、この限りでない。 (参考人) 第27条 略 2 略 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で見解を述べることができ。 4 参考人については、第24条、第25条及び前条の規定を準用する。 (記録) 第28条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。 第29条 略 以下略	第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で見解を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人) 第28条 略 2 略 〈加える。〉 3 参考人については、第25条、第26条及び前条の規定を準用する。 (記録) 第29条 略 2 略 〈加える。〉 第30条 略 以下略
---	--